一般競争入札による市有地売払い　参加要領

１　一般競争入札により売払いする物件

物件番号	所　在　地	地 目	地　積	最低売払価格	備　考
1	小松市白山田町ヌ 309 番 1	宅地	301.29 ㎡	160 万円	
2	小松市川辺町 1 番 64	宅地	2,167.19 ㎡	1,925 万円	
3	小松市川辺町 1 番 65	宅地	1,869.39 ㎡	1,481 万円	
4	小松市下粟津町ア 136 番 12	宅地	608.52 ㎡	1,218 万円	
5	小松市下粟津町ア 175 番 22	宅地	590.67 ㎡	1,182 万円	

※１　土地の位置図，物件調書は別紙資料のとおりです。物件は，現状有姿での引渡しになりますので，事前に現地をご覧になり，現地の状況及び利用制限等を十分ご確認のうえお申込み下さい。

※２　物件調書の内容と異なる事項があった場合でも，現状有姿を優先とします。

※３　地盤調査，地質調査等はしておりません。必要に応じて，所有権移転登記後に買受人が行って下さい。なお，調査の結果，地盤沈下，土壌汚染，地下埋設物等が認められた場合は，買受人において処理して下さい（小松市は一切責任を負わず，損害賠償にも応じません)。

※４　当該物件に係る立木，雑草・切株，並びに，敷地内外のブロック塀，フェンス，擁壁，木杭，電柱等，地上・地下・空中工作物等は，所有権移転登記後に買受人において処理して下さい。

※５　敷地内外の工作物の移設等については，ブロック塀等の隣接工作物は隣地地権者と，その他の工作物は各工作物の所有者と協議して下さい。

※６　本案内書の物件は，全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって，面積に差異があっても，売買代金の精算はいたしません。

※７　土地の分筆合筆，地図（法務局の公図）訂正，地積更正，地目変更等は，必要に応じて所有権移転登記後に買受人において行って下さい。

２　入札参加資格

次のすべての資格要件を満たす法人又は個人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により，一般競争入札に参加できない者以外の者であること。

(2) 以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。），暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。），暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。）である者。

イ　反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，反社会的勢力を利用している者。

エ　役員等が，反社会的勢力に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し，又は関与している者。

オ　役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(3) 市税等の滞納がない者であること。

３　入札参加申込書等の受付及び入札資料等の閲覧

(1) 申込期間　　令和 8 年 10 月 23 日（金）から令和 8 年 11 月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで(ただし土曜日, 日曜日, 祝日を除きます。)

(2) 申込場所　　小松市役所４階　行政管理部管財課

(3) 提出書類　　①市有地一般競争入札参加申込書

②身分を証する書類

・個人の場合　住民票（発行後３ヶ月以内のもの）

・法人の場合　履歴事項全部証明書（発行後３ヶ月以内のもの）

③納税証明書（市税等について滞納額がない証明）

・個人の場合　市税

・法人の場合　国税，県税，市税

④誓約書
⑤委任状
・代理人が申し込む場合　入札申込者の実印が押印されているもの
（３ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書を添付）
※電話，ＦＡＸ，メールでの申込は不可

４　入札物件の現地説明

現地説明会等は行いませんので，入札参加者は事前に入札案内書等により現地を確認して下さい。

５　入札及び開札の日時，場所

(1) 日　　時　令和８年 11 月 16 日（月）午前 10 時 00 分から
(2) 場　　所　小松市役所５階　502 会議室

６　入札保証金に関する事項

入札者の見積る入札金額の 100 分の 5 以上を入札前に納付しなければなりません。

入札保証金は，現金又は，銀行振出小切手で納付できますが，事務の都合上，できる限り銀行振出小切手でお願いします。

落札者の入札保証金は契約保証金に充当させていただきます。なお，契約を締結されない場合は，入札保証金は小松市に帰属することとなります。

落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後，入札保証金預り証と引き換えに還付します。

７　入札に関する無効事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格の無い者がした入札
(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
(3) 記載事項の不明な入札又は記名押印の無い入札
(4) 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
(5) 同じ物件について 2 通以上の入札をした入札
(6) 入札に関し不正行為のあった入札
(7) その他入札条件に違反した入札

８　落札者の決定方法

落札者は，市の最低売払価格以上の価格で，最高の価格をもって有効な入札をした者とし

ます。

ただし，落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは，直ちに「くじ」によって，落札者を決定します。

9　契約の締結

契約は，落札者の決定後 5 日以内（小松市の休日を定める条例（平成 2 年小松市条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）に締結するものとします。この期間内に契約をしない場合はその権利を失うものとします。なお，契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担とします。

10　契約保証金に関する事項

落札者は，契約締結の際，売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付していただきますが，このとき，先に納付済の入札保証金をその一部に充当する取扱をしますので，実際は契約保証金と入札保証金の差額をお支払していただきます。

11　契約までに至らなかった物件

応札のなかった又は落札契約されなかった物件は，次回の売払い公告の前日までに，買受申込みのあった者に，最低売払価格以上の価格で先着順に随意契約により売却します。

12　その他の事項

入札参加者は，入札当日印鑑を持参してください。

13　問合せ先

小松市役所　行政管理部管財課　資産管理担当（ 電話　0761－24－8026 ）